



2025年5月8日

各 位

会社名 燦ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 播島 聡  
(コード番号 9628 東証プライム)  
問合せ先 取締役執行役員 横田 善行  
経営企画部長  
(TEL 06-6226-0038)

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の改定（以下「本改定」という。）を決議し、本改定に関する議案を2025年6月開催予定の第96期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）の議案にて諮ることといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本改定の目的

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）が当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、本改定を行うものです。

なお、本改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

#### 2. 本改定の概要

##### (1) 株式報酬の報酬枠の改定および株式報酬の構成比率拡大

当社は、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2019年度より、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（役位に応じた株式報酬額を設定する制度）を導入いたしました。本制度に係る報酬等の上限額については、2019年6月25日開催の当社第90期定時株主総会において、2009年6月26日開催の当社第80期定時株主総会において定められた当社の取締役の固定報酬に係る報酬等の額（年額3億5千万円以内と定めた固定枠と支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（ただし、1億円を上限とします。）

とする変動枠の合計額以内の額)とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内、各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数を320,000株以内(なお、当社は、2019年10月1日付および2023年10月1日付で、それぞれ当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、発行又は処分される当社の普通株式の総数を、80,000株以内から320,000株以内に調整しております。)とすることにつき、株主の皆様にご承認いただき、現在に至ります。

本改定では、株式報酬の構成比率をさらに増やし、株価上昇および企業価値の向上と株式報酬の連動性をより一層高めるべく、本制度に係る報酬の上限額を、取締役の固定報酬に係る報酬等の額とは別枠で、年額3億円以内とし、各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数を960,000株以内と改定いたします。本改定により、業務執行取締役の基準となる報酬構成比率(平均)について、基本報酬、賞与および株式報酬の構成比率が現行の68%:17%:15%から55%:15%:30%(いずれも概算値)となるように設計いたします。

なお、社外取締役の報酬等は、従前のとおり、基本報酬のみといたします。

## (2) 株式報酬算定に用いる業績指標(KPI)の追加

株価上昇および企業価値の向上と株式報酬の連動性をより一層高めるとともに、ESG要素を含むサステナビリティへの取組みを通じた企業価値の向上を意識づけるために、本改定により、対象取締役に対し割り当てる譲渡制限付株式の数の算定における業績指標として、当社の財務指標および非財務指標を設定することといたします。

本改定における株式報酬算定に用いる業績指標(KPI)のうち財務指標は、当社の企業価値に関する指標である配当込み TOPIX 対比 TSR および株価成長率といたします。また、業績指標(KPI)のうち非財務指標は、従業員エンゲージメントなどのESG指標といたします。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上